

富谷市記者会見資料③
令和3年12月22日
保健福祉部地域福祉課
担 当：千葉
連絡先：022-358-3294

原油価格高騰緊急対策「燃料費助成券交付事業」の実施

原油価格高騰に伴う低所得世帯の冬期間の経済的負担を軽減するため、灯油、ガソリン等の購入に要する費用の一部を助成することにより、生活の安定を図ることを目的とするものです。

報道機関の皆様におかれましては、ぜひ、記事に取り上げていただきますようお願いいたします。

記

1. 対象世帯 令和4年1月1日現在で富谷市の住民基本台帳に登録され、現に居住する者（世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯は除く）
(1) 令和3年度市町村民税が非課税である世帯（生活保護世帯を含む）
(2) 令和3年12月末日時点の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金対象世帯」（総合支援資金再貸付を終了する世帯）
2. 助成額 **1世帯当たり6,000円**の燃料助成券
3. 申請方法 市役所地域福祉課及び各出張所に設置している申請書にて申請
(申請書は市ホームページよりダウンロードも可能)
4. 申請期間 **令和4年1月5日(水)～令和4年2月21日(月)**
5. 使用期間 令和4年3月31日(木)
6. 使用場所 市内の富谷市燃料費助成券取扱業者（11事業所）

令和3年度富谷市原油価格高騰緊急対策

燃料費助成券交付事業のお知らせ

原油価格高騰により大きな影響を受ける世帯に対し、令和3年度の臨時緊急対策として灯油等購入費の一部を助成します！



◆対象となる世帯	(基準日：令和4年1月1日)
基準日において市内に住民票があり居住している ①もしくは②に該当する世帯	
①「令和3年度市町村民税が非課税である世帯（生活保護世帯含む）」 (※世帯全員が社会福祉施設等に入所している世帯は除く)	
②「令和3年12月末時点の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金対象世帯 (総合支援資金再貸付を終了した世帯)」	

◆助成額	1世帯当たり6,000円 (1枚1,000円の燃料費助成券を6枚交付)
-------------	--------------------------------------------

◆申請方法	市役所地域福祉課及び各出張所に設置している「令和3年度富谷市燃料費助成券交付事業申請書」に、必要事項を記入のうえ、申請してください。 (申請書は市ホームページよりダウンロードも可能です。) ※令和3年1月2日以降に世帯員が富谷市に転入されてきた方は、転入前の自治体より令和3年度市町村民税非課税証明書(世帯員全員分)を取得のうえ申請願います。
◆申請期間	令和4年1月5日から令和4年2月21日
◆申請窓口	市役所地域福祉課及び各出張所(地域福祉課への郵送申請も可能です。)

◆助成券の交付および使用方法	
<p>申請受付 → 申請書審査 → 該当世帯に燃料費助成券と富谷市燃料費助成券取扱事業者一覧を簡易書留で郵送</p>	
富谷市燃料費助成券取扱業者にて灯油等購入時、燃料費助成券を用いて助成を受けます。 ※1回あたりの購入で助成券の使用枚数制限はありませんが、おつりはできません。 ※助成券は、燃料以外の購入や他者への譲渡はできません。紛失による再発行はできません。 ※基本、灯油購入助成となりますが、ガソリン・軽油にも使用可能です。	
◆使用場所	市内の富谷市燃料費助成券取扱業者 (市ホームページ参照)
◆使用期間	令和4年3月31日(木)まで

◆担当	富谷市保健福祉部地域福祉課 (〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地) TEL 022-358-3294 (地域福祉課直通) Email chiikihukushi@tomiya-city.miyagi.jp
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

